

秋田都市計画土地区画整理事業の変更（秋田市決定）

都市計画茨島地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		茨島地区土地区画整理事業				
面 積		約72.7ha				
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	幅員	延 長	備 考
	公園及び緑地	種 別	名 称		面 積	備 考
その他の公共施設						
宅地の整備						

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

昭和10年に土地区画整理事業を都市計画決定し、施行区域の一部は同事業の実施により整備が完了しているが、残りの施行区域は長期にわたり未着手となっているため、この未施行区域における事業の必要性や実現性を改めて検証したところ、おおむね良好な市街地形成がなされていることから、未施行区域を廃止することとし、都市計画を変更するものである。

秋田都市計画土地区画整理事業の変更（秋田市決定） 変更対照表

（変更前）

名 称		茨島地区土地区画整理事業				
面 積		約98.6ha				
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	幅員	延 長	備 考
	公園及び緑地	種 別	名 称		面 積	備 考
	その他の公共施設					
宅地の整備						

（変更後）

名 称		茨島地区土地区画整理事業				
面 積		約72.7ha				
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	幅員	延 長	備 考
	公園及び緑地	種 別	名 称		面 積	備 考
	その他の公共施設					
宅地の整備						

変更理由書

本地区は、大正 6 年から実施された雄物川改修工事で生じた土砂による埋立地であり、埋立後の本地区が工場適地として発展することを見込み、昭和 10 年に工場敷地の造成を目的とした土地区画整理事業が都市計画決定されたものである。

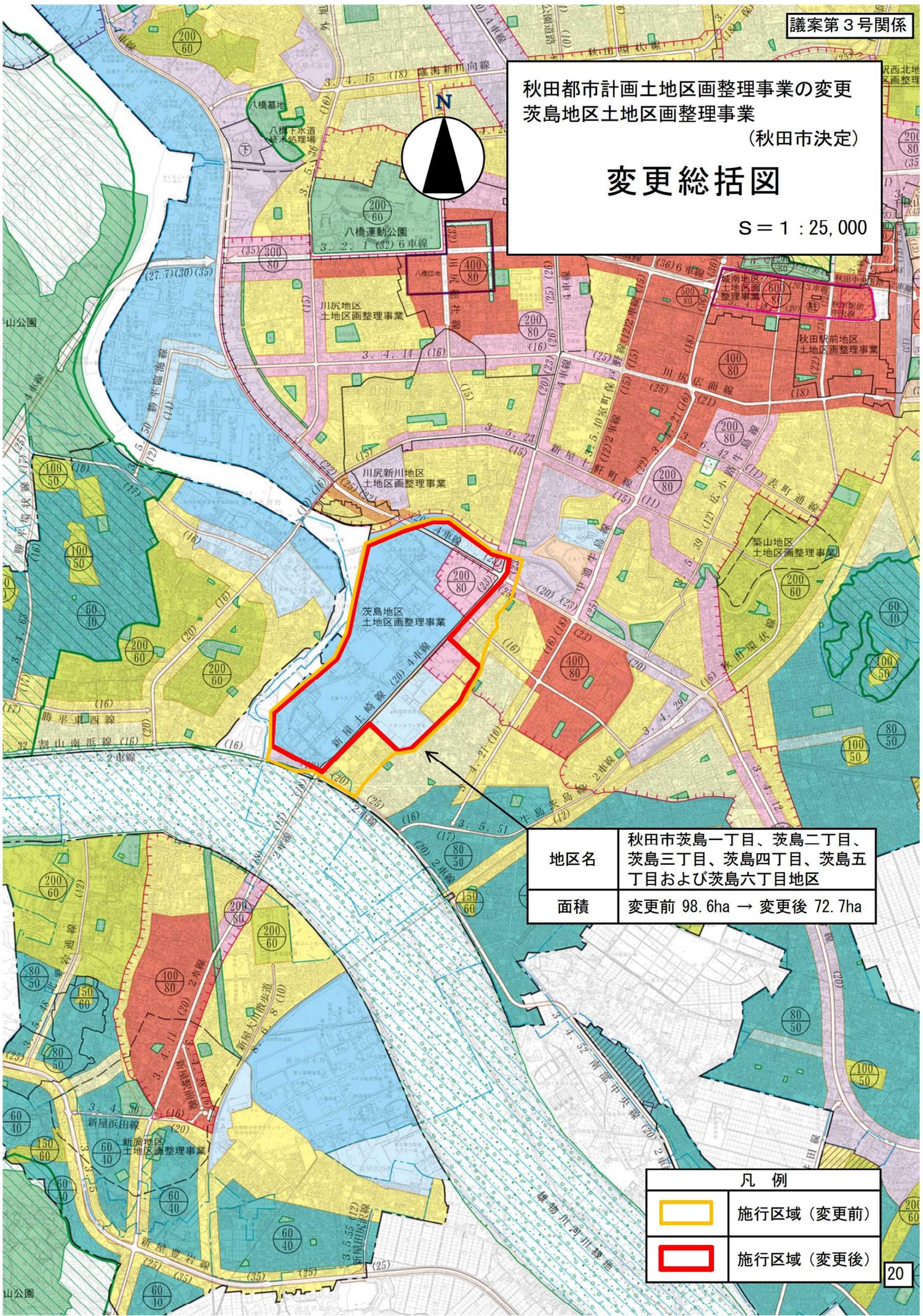
その後、昭和 14 年から昭和 17 年にかけて、施行区域の一部は同事業の実施により整備が完了しているが、残りの施行区域は長期にわたり未着手となっている。

そのような中、この未施行区域における事業の必要性や実現性を改めて検証したところ、都市計画決定の主目的である工場敷地の造成はおおむね達成され、おおむね良好な市街地形成がなされていることから、未施行区域を廃止することとし、土地区画整理事業の施行区域を本案のとおり変更するものである。

秋田都市計画土地区画整理事業の変更
茨島地区土地区画整理事業
(秋田市決定)

変更総括図

S = 1 : 25,000



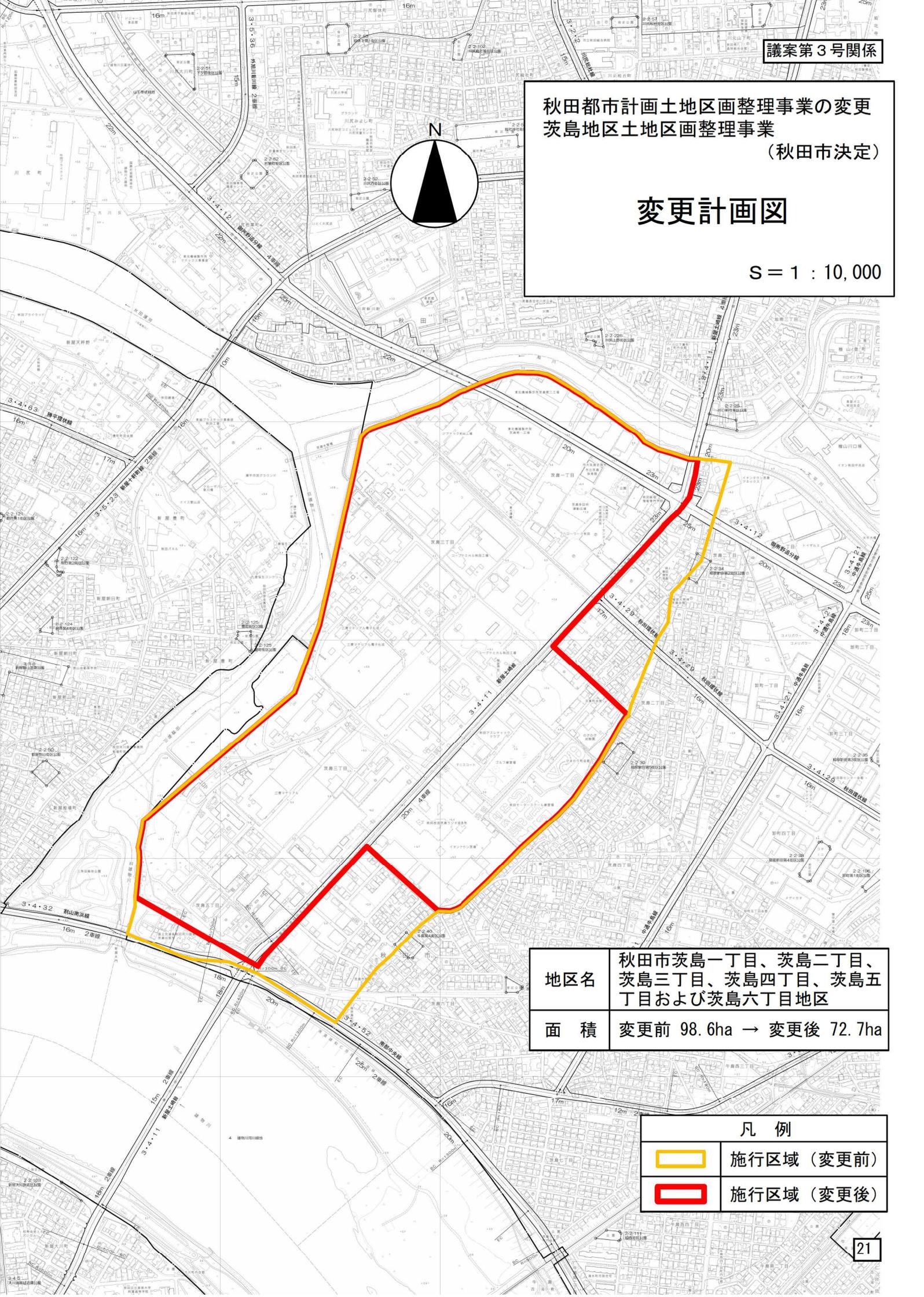
地区名	秋田市茨島一丁目、茨島二丁目、茨島三丁目、茨島四丁目、茨島五丁目および茨島六丁目地区
面積	変更前 98.6ha → 変更後 72.7ha

凡例	
	施行区域 (変更前)
	施行区域 (変更後)

秋田都市計画土地区画整理事業の変更
茨島地区土地区画整理事業
(秋田市決定)

変更計画図

S = 1 : 10,000



地区名	秋田市茨島一丁目、茨島二丁目、 茨島三丁目、茨島四丁目、茨島五 丁目および茨島六丁目地区
面積	変更前 98.6ha → 変更後 72.7ha

凡 例	
	施行区域 (変更前)
	施行区域 (変更後)